

入札説明書

この入札説明書は、令和2年9月29日付け令和2年北海道後志総合振興局告示第2076号により公告した一般競争入札(以下「入札」という。)に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道後志総合振興局長 北谷 啓 幸

2 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

物品の購入

ア 混合塩化物(粒状凍結防止剤)	1キログラム当たりの単価
イ 塩化カルシウム水溶液(液状凍結防止剤)	1キログラム当たりの単価
ウ すべり止め材(碎石)(事業課管内)	1キログラム当たりの単価
エ すべり止め材(碎石)(余市出張所管内)	1キログラム当たりの単価
オ すべり止め材(碎石)(蘭越出張所管内)	1キログラム当たりの単価
カ すべり止め材(碎石)(共和出張所管内)	1キログラム当たりの単価
キ すべり止め材(碎石)(真狩出張所管内)	1キログラム当たりの単価

アからキについては、それぞれの入札とする。

(2) 品名及び調達予定数量

ア 混合塩化物(粒状凍結防止剤)	
0.5トンフレキシブルコンテナ詰等による納入	700,000キログラム
イ 塩化カルシウム水溶液(液状凍結防止剤)	
タンクローリーによる納入	15,000キログラム
ウ すべり止め材(碎石)(事業課管内)	
(ア)500キログラム袋詰	64,000キログラム
(イ)20キログラム袋詰	18,000キログラム
(ウ)2キログラム袋詰	5,000キログラム
エ すべり止め材(碎石)(余市出張所管内)	
(ア)500キログラム袋詰	1,000キログラム
(イ)20キログラム袋詰	4,000キログラム
(ウ)2キログラム袋詰	1,000キログラム
オ すべり止め材(碎石)(蘭越出張所管内)	
(ア)500キログラム袋詰	74,000キログラム
(イ)2キログラム袋詰	1,000キログラム
カ すべり止め材(碎石)(共和出張所管内)	
500キログラム袋詰	63,000キログラム
キ すべり止め材(碎石)(真狩出張所管内)	
2キログラム袋詰	4,000キログラム

(3) 契約の目的の仕様 別紙「購入仕様書」のとおり

(4) 契約期間 令和2年11月1日から令和3年3月31日まで

(5) 納入場所

ア 混合塩化物(粒状凍結防止剤)

- (ア) 小樽建設管理部事業課管内 (新光除雪ステーション、天神除雪センター、赤井川除雪センター)
- (イ) 小樽建設管理部余市出張所管内 (余市除雪センター)
- (ウ) 小樽建設管理部蘭越出張所管内 (黒松内除雪センター、昆布除雪センター、蘭越出

- 張所)
- (工) 小樽建設管理部共和出張所管内 (共和出張所)
- (オ) 小樽建設管理部真狩出張所管内 (倶知安除雪センター、京極除雪センター、真狩出張所)
- イ 塩化カルシウム水溶液(液状凍結防止剤)
小樽建設管理部真狩出張所管内 (倶知安除雪センター、真狩除雪センター)
- ウ すべり止め材(碎石)(事業課)
小樽建設管理部事業課管内 (新光除雪ステーション、天神除雪センター、赤井川除雪センター)
- エ すべり止め材(碎石)
小樽建設管理部余市出張所管内 (余市除雪センター)
- オ すべり止め材(碎石)
小樽建設管理部蘭越出張所管内 (黒松内除雪センター、昆布除雪センター、蘭越出張所)
- カ すべり止め材(碎石)
小樽建設管理部共和出張所管内 (共和出張所)
- キ すべり止め材(碎石)
小樽建設管理部真狩出張所管内 (倶知安除雪センター、京極除雪センター、真狩除雪センター、真狩出張所)
- 3 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書の要件等を満たす製品の供給が可能であること。
 - (5) 北海道内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- 4 制限付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 公告の日から令和2年10月9日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 5 契約条項を示す場所 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
- 6 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 小樽市奥沢1丁目21番1号
北海道後志総合振興局小樽建設管理部3階大会議室
 - (2) 入札日時 令和2年10月21日(水) 午前9時30分
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認めない。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

ア 2の(2)のウ、エ及びオについては、次による。

すべての入札金額(単価)が、それぞれの予定価格(単価)の範囲内である入札をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの調達予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とします。

なお、1キログラム当たりの入札金額(単価)に1円未満の計算単位である銭(円の100分の1をいう。)を用いても差し支えない。

イ 2の(2)のア、イ、カ及びキについては、次による。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内で最低の価格(単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

1キログラム当たりの入札金額(単価)に1円未満の計算単位である銭(円の100分の1をいう。)を用いても差し支えない。

(3) 落札者と契約の締結を行わない場合

ア 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

イ 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

イ 所在地 郵便番号047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号

ウ 電話番号 0134-25-2141

(6) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(7) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(8) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(9) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(10) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。